

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 交付事業（概要）

- 交付対象者**
県内に本店または支店のある法人及び個人事業者
- 交付要件**
 - ・県の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置の期間のうち少なくとも4月28日（火）から5月6日（水）までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること。
 - ・令和2年4月20日（月）以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。
 - ・福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者でないこと。 など。
- 交付額**
 - ①休止等をしている県内の事業所の全てが自己所有の事業者等 10万円
 - ②休止等をしている県内の事業所のうち、賃貸している事業所が1か所の事業者等 20万円
 - ③休止等をしている県内の事業所のうち、賃貸している事業所が2か所以上の事業者等 30万円
- 申請に必要な書類（予定）**
 - ・申請書（休業期間、法人番号（法人に限る）等を記載
 - ・営業実態が確認できる書類（例：直近の確定申告書等）
 - ・休業の状況が確認できる書類（例：休業期間を周知するHPや店頭ポスター、DM等の写し）
- 申請手続き**
申請開始時期、申請方法など制度の詳細は補正予算成立後 公表

白河市では

県と同じように新型コロナウイルス感染防止協力金が休業要請に応じた業者に交付（10万円）されます。また、休業要請や自粛の影響を受けている市内の飲食店に対する独自の緊急応援事業として、テークアウト・デリバリー利用クーポン券（千円）とプレミアム付き食事券（千円）を市内の約2万4千世帯に配布する予定。

矢吹町では

経済支援策として、町内の小規模事業者や飲食業などを営む中小企業に対し一律9万円を給付する。（固定費の支援として1カ月3万円3か月分）ほかに、町内の金融機関に融資を申し込みした50事業者に融資実行までの間つなぎ融資を行う。さらに国の雇用調整助成金の支給が決定している事業者に休業手当の10分1以内、上限50万円を上乗せ助成する。

毎週水曜日13時30分より相談会を行います。（事前の予約をお願いします）

新型コロナで売り上げが半減した全事業者が対象

持続化給付金 受付スタート

インターネットでの申請 民商が応援します

個人事業者やフリーランスに 100万円 （最大）

中小企業(法人)に 200万円 （最大）

国の「持続化給付金」の受付が始まりました。民商では、「私も申請できる?」「給付額はいくら?」「申請には何を準備すればいいの?」「インターネットでの申請の仕方がよく分からない」…そんな悩みに応じて申請を応援しています。お気軽にご相談ください

【給付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年1月以降の売り上げが前年同月比で50%以上減少しているフリーランスを含む個人事業者と中小企業（法人）

【給付額の計算】

前年の総売り上げ（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売り上げ×12カ月）→この計算方法で算出した金額に対して法人は最大200万円、個人事業者・フリーランスは最大100万円を支給

【計算例】

例えば、昨年3月の売上高30万円、年間の売上高400万円の個人事業者で、今年3月の売上高が15万円に減少した場合

400万円 - （15万円×12カ月） = 220万円 → 上限の100万円を国が給付

【申請の方法】

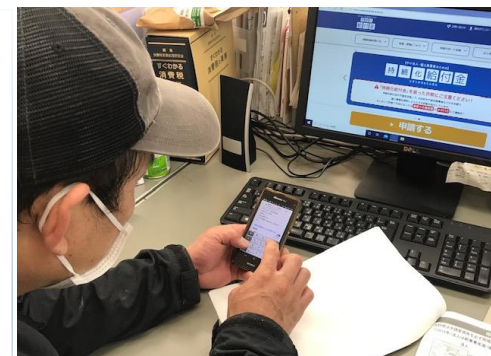
インターネットで持続化給付金のウェブページにアクセス。必要書類を添付して登録・申請

申請に不安な方、申請してみたい方はぜひご相談ください。（事前に電話で予約下さい）

申請が完了。「申請ありがとうございました。」のメールが来ました。



1日以内に申請を済ませ、5月（スマホにて）



事務所で申請、第1号

白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商五会
TEL(27)3161

新型コロナウイルスの影響から
経営を守ろう！
相談は白河民商へ

知り合いの業者にも知らせ一緒に申請しよう

金利0%の融資、返済猶予 税金・夜会保険料の納付など